

大田区立学校における働き方推進プランの概要について

学校における働き方改革を着実に推進するため、次の4つの施策を取組の柱とします。
 教育委員会と学校がそれぞれ主体者として互いに連携し、また家庭や地域の理解・協力を得ながら総合的に取り組みます。

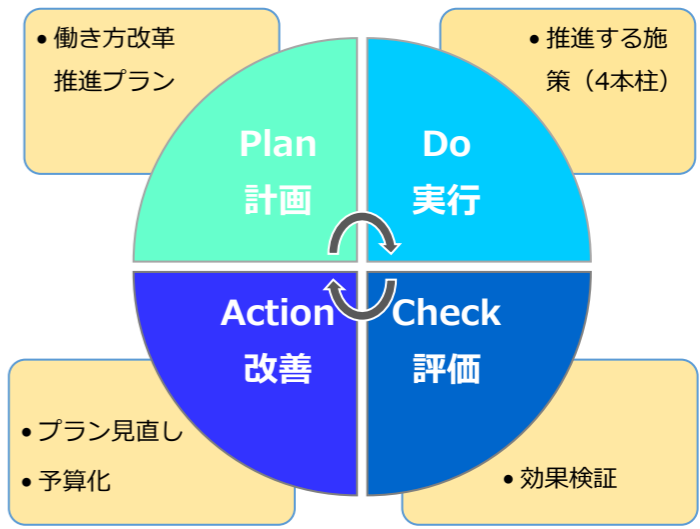
【プラン体系図】



【計画期間】

令和2年度～6年度までの5年間

【プラン策定後の検証について】



プラン策定後は、教育委員会が主体となりPDCAサイクルによって毎年進捗を確認します。在校時間数の把握と連動して全教員に向けたアンケートを行い、施策の効果を確認するほか、既存の会議を活用してヒアリングを実施するなど、学校の負担とならないよう配慮します。